

基本計画

基本目標1 いくつになっても元気でいきいきと輝ける健康のまちをめざします

1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

総合事業は、訪問型・通所型サービス等の「介護予防・生活支援サービス事業」と、介護予防教室等の「一般介護予防事業」で構成されています。「一般介護予防事業」はすべての高齢者が対象となり、「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援者と基本チェックリストによるサービス事業対象者で、介護予防ケアマネジメントを受けた人（以下、「事業対象者」といいます。）が対象となります。

(1) 介護予防ケアマネジメント

事業対象者及び要支援認定者ができる限り自立した生活を送ることができるように、地域包括支援センターにおいて専門的な視点からケアマネジメントを行っています。

また、令和6年度からは業務が増大している地域包括支援センターの負担軽減を図るため、要支援者に行う介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所も市町村からの指定を受けて実施が可能となります。

第9期においても引き続き地域包括支援センターを中心として、適切なアセスメントに基づき高齢者の自立支援を図るとともに、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源との連携を図りながら、地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行う体制を整えます。

(2) 介護予防・生活支援サービス

支援が必要な人の多様な生活支援のニーズに対応し、高齢者の在宅での生活を支援するために、地域包括支援センターのケアマネジメントに基づき、訪問型、通所型サービスを提供しています。介護サービス提供事業所の専門性の高いサービスに加え、地域住民、NPO、民間企業など多様な主体による取組を進めます。

(3) 一般介護予防事業

高齢者が地域の中に役割と居場所を持って、いつまでもいきいきと暮らすことを目的として、市民をはじめとする方々の意欲や能力を最大限に発揮し、地域での心身の健康づくり活動や支え合い活動等の創出を図ります。

高齢者のニーズは多様であり、効果的な事業となるよう、内容の評価や見直しを随時行いながら実施するとともに、民間企業や大学等の協力も得ながら、健康無関心層や虚弱者も参加できる健康づくりや支え合い活動の創出を進めています。

引き続き効果的な介護予防事業の創出に向けて、市民、民間企業及び大学等と協働で検討し、いつまでも健康で介護を必要としない状態を維持するための保健事業を充実させます。

▼主な取組と第9期の方向性

①どこでもいきいき教室
高齢者を中心とした地域での集まりに対し、無料で運動、口腔、栄養プログラムの講師を派遣しています。 第9期の方向性
②いきいきサロン
専門職による介護予防プログラムを取り入れたサロン（通いの場）を開催しています。令和5年現在、5か所でサロンが開催されています。 第9期の方向性 男性の地域参加を促すため、その背景を分析するとともに、男性が参加しやすい企画を検討していきます。
③買い物リハビリテーション
生活機能の低下により外出が難しい方を対象に、市内3か所のスーパーの店内で送迎付きの運動教室「買い物リハビリ」を実施しており、教室の後には利用者が各自、店内にて買い物を行います。単なる買い物支援だけでなく、身体を動かすことや参加者同士の交流から、介護予防、健康づくりにつながっていくことを目的としています。 第9期の方向性
④いきいき倶楽部
老人憩いの家や地域の集会所、共生ステーション等で健康チェック、創作活動及び脳トレ等のプログラムを実施しています。 第9期の方向性
⑤ワンコインサービス事業
日頃、生活の中に困り毎を抱えている人に対し、支援者がワンコイン（100円または500円）で専門的な技術を必要としない軽度な日常生活の援助を行います。 第9期の方向性

(4) 生涯にわたる健康・生きがいつくりの支援

高齢期の健康維持・向上には介護予防事業に加え、疾病予防や治療の管理、地域社会とのつながりを積極的にもち、孤立せずに社会参加ができていることも必要です。身体機能の低下を防ぎ、高齢者がいつまでも健康で活力に満ちた生活が送れるよう、本市においても疾病の予防や閉じこもりの予防、生きがいつくりの支援等を推進していきます。

①あったかあど
長久手市独自の優待が受けられるあったかあどを発行し、福祉の家内の福祉浴室・歩行浴室の利用が可能となるとともに、長久手温泉ござらっせを優待価格で利用できます。さらに、協賛店舗や施設での優待特典を受けることができる事業です。
第9期の方向性
あったかあどの利用状況を把握するとともに、今後の運用方針及び事業のあり方を検討していきます。
②予防接種事業
免疫機能が低下し、インフルエンザの重度化や肺炎になるリスクの高い高齢者を対象に、インフルエンザ及び肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施し、重篤な合併症を予防します。
第9期の方向性
③長久手市高齢者生きがいセンターの利用促進
レクリエーションや教養向上、交流、ふれあいなどを目的とした高齢者の生きがい活動を支援するための場所を提供しています。
第9期の方向性

(5) 生活支援コーディネーターを中心としたネットワークの強化

地域に不足するサービス・支援の創出や関係者間のネットワークの構築を強化するため、生活支援コーディネーターを配置し、多様な関係機関と地域とネットワークづくりを行います。また、生活支援サポーターを養成し、高齢者等の見守り活動や集いの場のリーダーを育成していきます。

(6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者がいきいきと暮らしていくためには、心身が健康であることが大切です。高齢者が抱える「フレイル」等の心身の多様な課題に対応した保健事業を行うため、運動、口腔、栄養、社会参加等の観点から、保健事業と介護予防を一体的に取り組みます。

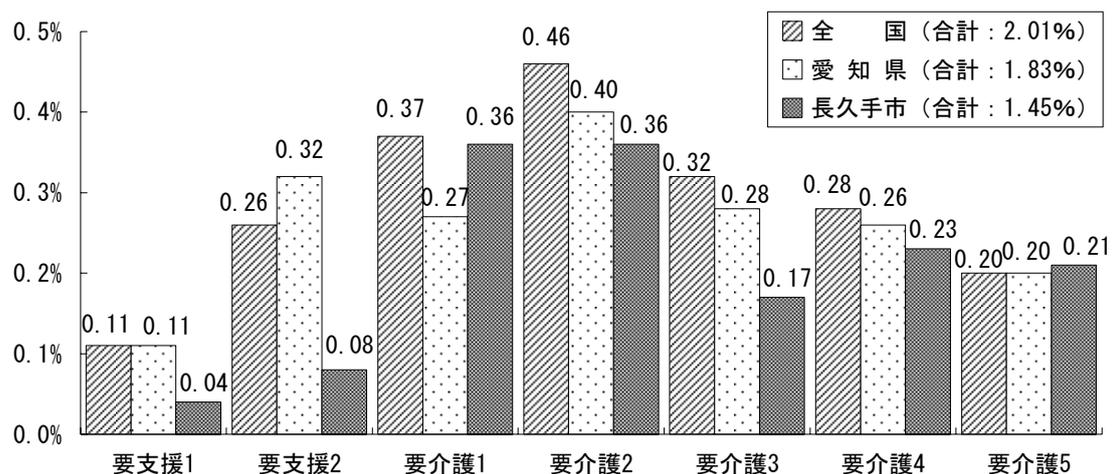
特に、口腔機能においては、「くらしのチェックリスト」の結果から、80歳以上になると毎日歯磨きをする人が減少し、オーラルフレイルに陥るリスクが高くなることがうかがえました。口腔機能の低下は全身のフレイルにつながるため、80歳になっても20本以上自分の歯を保つことを目的とする「8020運動」を推進するとともに、口腔状態の維持、向上に向けた取組の充実に努めます。

2 リハビリテーションの適切な提供と推進

高齢者に対する自立支援・重度化防止の取組を推進するにあたり、地域支援事業と介護保険給付の双方の観点からの地域リハビリテーション体制を構築することが必要です。介護保険の生活期のリハビリテーションは、単に運動機能や栄養状態といった身体機能の改善だけをめざすのではなく、高齢者が有する能力を最大限に発揮できるよう、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけていくこと、また、これによって日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能とすることが重要となります。

本市の訪問リハビリテーションの利用率は、全体的に全国及び愛知県を下回っています。

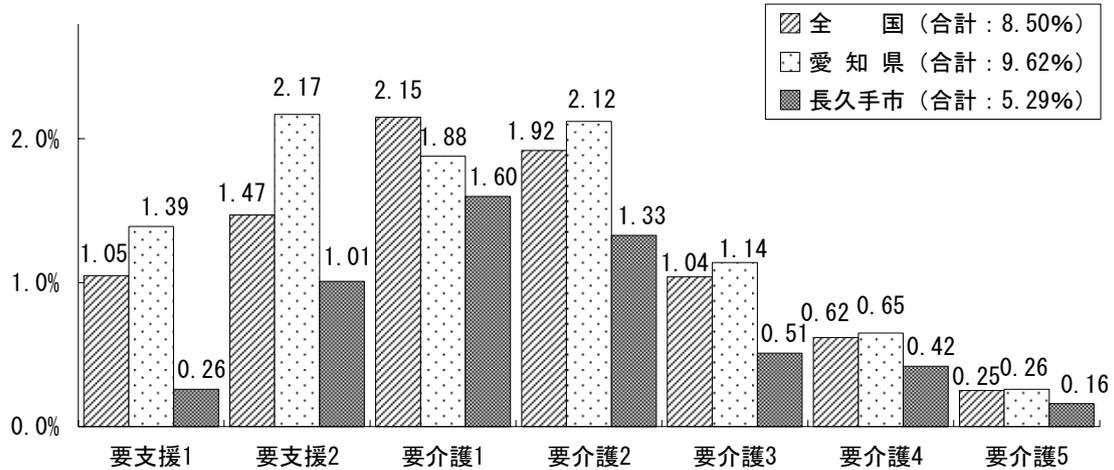
図表 訪問リハビリテーションの利用状況



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和5年8月4日取得）

また、通所リハビリテーションの利用率も、要介護度に関わらず全国及び愛知県を下回ります。

図表 通所リハビリテーションの利用状況



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和5年8月4日取得）

施設サービス別にリハビリテーションの要支援・要介護認定者1人あたりの定員をみると、介護老人福祉施設以外は愛知県及び全国を上回っており、施設・居住系サービスにおけるリハビリテーション提供体制は整っていることがわかります。

図表 施設サービス別要支援・要介護者1人あたり定員

単位：人

区分	全国	愛知県	長久手市
介護老人福祉施設	0.084	0.076	0.059
介護老人保健施設	0.055	0.056	0.124
介護療養型医療施設	0.004	0.004	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0.009	0.011	0.036
合計施設サービス	0.157	0.150	0.219

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和5年8月4日取得）

第8期計画においては、リハビリ専門職の視点をケアプランに取り込むことを目的とし、ケアマネジャー等にリハビリ専門職が同行し、対象者の心身や日常生活機能を評価し、維持、改善に向けた助言を行う療法士等同行訪問モデル事業を実施しました。

▼主な取組と第9期の方向性

<p>①療法士等同行訪問モデル事業</p> <p>地域包括支援センターが行う高齢者宅への訪問相談の際に、必要に応じて理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が同行訪問し、専門的な観点から高齢者の心身機能の評価や生活に関する助言等を得ることで、介護予防の効果的・効率的な推進のためのモデル形成を図ります。</p> <p>第9期の方向性</p>

1 高齢者が活躍できる地域づくり

平均寿命が延び、高齢化が進んでいる現在、高齢者一人ひとりが持てる能力と個性を十分に発揮して、社会における役割を担い、地域における生きがいづくりや積極的な社会参加を促進することが求められています。仕事を辞めた高齢者の活躍の場を職場から地域に移行できるしくみづくりを検討し、高齢になっても健康で、それぞれのライフスタイルに応じた生きがいを持ち、社会参加することで、活躍できる居場所の創出に努めます。

▼主な取組と第9期の方向性

<p>①シルバー人材センターへの支援</p> <p>シルバー人材センターでは、長年の経験や知識、能力を生かして、健康で生きがいを感じ、地域へ貢献し、働きたいと考えている方に仕事を提供しており、市はその活動を支援しています。</p> <p><u>第9期の方向性</u></p>
<p>②シニアクラブの活動支援</p> <p>市内では16のシニアクラブが地域で健康、文化、教養、交流などのさまざまな分野で活動をしており、市はその活動を支援しています。</p> <p><u>第9期の方向性</u></p>
<p>③高齢者による見守りボランティア</p> <p>「保育園おたすけたい」「児童館おたすけたい」として、地域の高齢者に、これまでの人生で培われたノウハウを活かして保育活動や児童館活動の補助や環境整備のお手伝い等をしていただくことで、多世代交流を図るとともに、身近な地域で子育てを支え合う環境づくりを推進しています。</p> <p><u>第9期の方向性</u></p>
<p>④ながくて地域スマイルポイント事業</p> <p>市民活動への参加のきっかけづくりとなる仕組みを構築し、地域社会への更なる参加を促すことを目的として、長久手市内で対象活動を行った人に対して、ポイントを付与し、貯まったポイントは商品券等との交換ができる事業です。</p> <p><u>第9期の方向性</u></p>
<p>⑤ワンコインサービス事業（再掲）</p> <p>日頃、生活の中に困り毎を抱えている人に対し、支援者がワンコイン（100円または500円）で専門的な技術を必要としない軽度な日常生活の援助を行います。</p> <p><u>第9期の方向性</u></p>

2 高齢者の居場所づくり

高齢者がいつまでも元気でいきいきと住み慣れた地域で生活できるよう、地域の住民同士が気軽に集まり、ふれあいを通して生きがいづくりや仲間づくりができる場所の創出を図ります。高齢者が活発に社会参加をし、自分らしい生活を送るための環境づくりが重要であり、地域社会や行政、民間企業、個人等の多様な主体が協働して居場所づくりを進めていき、高齢者の介護予防や社会的孤立の軽減を図ります。

さらに、急速な高齢化に伴い、高齢者の移動手段の必要性が増しています。移動手段の確保などを地域全体で支えていくための検討を進め、高齢者の外出促進を図ります。

▼主な取組と第9期の方向性

①集い場創出事業
趣味などについて語り合う場を各地に展開し、市内に新たなコミュニティの創出を促します。 <u>第9期の方向性</u>
②地域資源の見える化事業
市民や専門職から情報の寄せられた集いの場に関して、現地確認及び運営者に承認を得たうえで、多くの方が気軽に訪れることができるよう、市ホームページ等で情報発信をしています。 <u>第9期の方向性</u>
③みんコラ～みんなでコラボレーション～
公的保険外サービスの創出を進めるために、民間企業から活動の場所や健康づくりのプログラムを提供してもらい、実施する集いの場です。「長久手市公的保険外サービス研究会」を開催し、市の地域資源に関する情報共有や持続可能なサービスの創出についての検討を進めています。 <u>第9期の方向性</u>

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険制度においては、全ての団塊世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）を見据え、地域包括ケアシステムの構築に努めてきました。

そうした中、地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」（介護保険法第 115 条の 45）とされており、地域包括ケアシステムの中核機関として、高齢者が健やかな日常生活を送るための支援を行っています。本市においては、地域や関係機関等とのネットワークの構築や高齢者の多様なニーズに応えるために、2 か所の地域包括支援センターが設置されています。

さらに、地域包括ケアシステムの構築に向けては、自助・互助・共助・公助の各機能を最大限に発揮できる仕組みが必要であり、最適な地域包括ケアの形成に向け、取組を一層深化させていく必要があります。

これらを踏まえ、地域包括支援センターは、地域包括ケアの形成を企画・実施する一翼となる機関として、第 8 期計画においては「後手の対応から先手の対応へ」、「現在の視点から未来の視点へ」、「支援者から企画者へ」、「プレイヤーからマネージャーへ」、「介護の支援者から介護及び医療の支援者へ」を基本方針として機能の強化に努めてきました。

本計画においても、令和 22（2040）年やさらにその先の中長期を見据え、地域包括支援センターを中心として高齢者の自立した生活に関する保健医療福祉の支援を包括的に行うとともに、共助・公助を補う自助・互助の強化を進め、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ります。

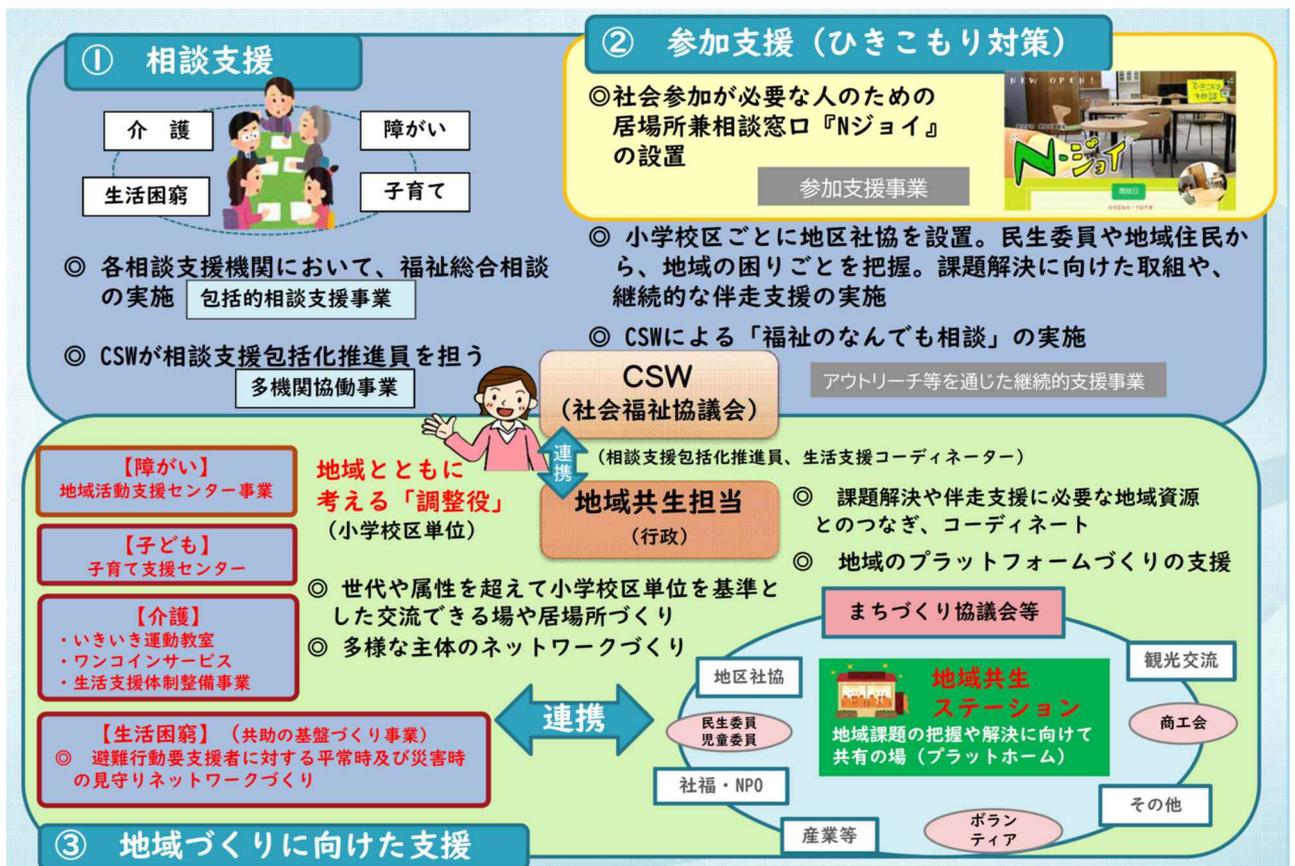
2 重層的支援体制整備事業の推進

高齢化が進展する中、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーをはじめとする複雑化・複合化した福祉課題や社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難・生きづらさはあるが既存の制度の対象となりにくいケースが生じており、高齢分野、障がい分野、児童福祉分野等の従来の縦割りの福祉制度の枠組みでは適切な支援につながらない困難な事例に対応するため、本市では平成29（2017）年から厚生労働省のモデル事業である「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」を開始し、包括的な支援体制の整備に向けた取組を進めました。

令和3（2021）年には縦割りの弊害を少なくすることを目的として、新に地域共生推進課を設置するとともに、各小学校区に地域共生担当職員を配置し、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う重層的支援体制整備事業をスタートしました。

今後も、伴走型支援により信頼関係を構築し、本人のニーズを丁寧にアセスメントしたうえで社会とのつながりを支援するとともに、市民の困りごとを身近な地域（小学校区）で受け止め、地域の課題は地域で解決できるしくみづくりを進めていきます。

▼重層的支援体制整備事業のイメージ



3 多職種による連携

本市では、多様な支援者がつながり、こころ、からだ、くらしを調和させることで市民の「幸せの実感」を実現できると考え在宅医療・介護連携事業を進めています。

平成26（2016）年7月からは医療と介護の円滑な連携に向けて、電子@連絡帳「愛・ながくて夢ネット」を導入し、病院、診療所、歯科医院、薬局、訪問看護ステーション、介護保険事業所、行政等が相互に情報共有しながら多職種による支援を進めています。

また、平成29（2017）年度から、多職種が参加する自立支援型の地域ケア会議は、保健、医療、福祉、介護、リハビリテーション等に関わる専門職だけでなく、地域に関わるさまざまな人との連携も視野に入れ、地域包括ケアシステム充実にに向けた地域課題の抽出や地域資源の開発、政策形成も見据えた検討を行っています。



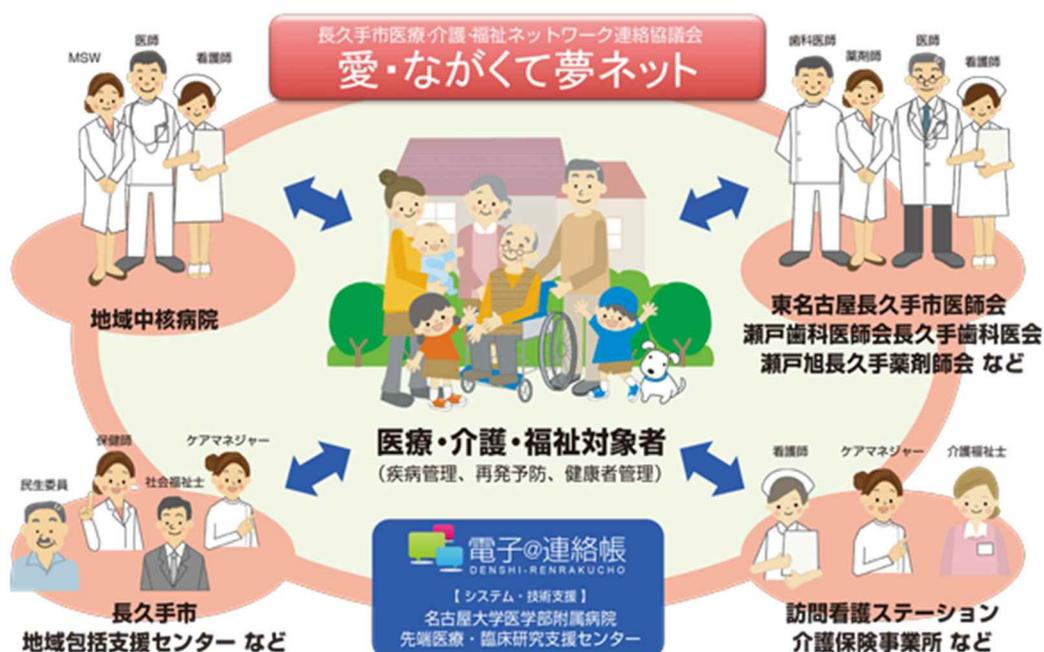
第9期計画期間中も、引き続き多職種による検討を行い、支援につなげていくとともに、同職種（看護職など）、同業種（デイサービスなど）の連携を促進していきます。

また、人生の最終段階において、高齢者本人が望むケアについて事前に考え、家族や医療、介護関係者等と繰り返し話し合い、共有する取組である「アドバンス・ケア・プランニング（ACP）」（人生会議）のシート作成及びその活用に向けた検討を行います。

▼主な取組と第9期の方向性

①地域ケア会議の開催
令和5年度は「単身もしくは、家族介護が期待できない人（事実上、家族支援が受けにくい人）が地域・在宅で暮らせる方法」をテーマとして掲げ、個の事例を通して、必要な支援を多職種で考え、検討する地域ケア個別会議を実施しています。また、多様な専門職の参加を得る活発な会議をめざし、集合形式、オンライン形式など、さまざまな形態で開催しています。 <u>第9期の方向性</u>
②愛・ながくて夢ネットの利用促進
病院、診療所、歯科医院、薬局、訪問看護ステーション、介護保険事業所、行政等が相互に情報共有しながら支援を行うための多職種の情報連携ツールを運用し、医療と介護の円滑な連携を推進しています。 <u>第9期の方向性</u>
③自立支援型ケアマネジメント支援
多様な資源によって軽度の方々の暮らしを支えていくことを目的に、市のケアマネジメントの基本方針について、実践を目的としたケアプランチェックを行います。また、ケアマネサロン（連絡会）では、主任ケアマネジャーを中心に企画したケアマネジメントに関する勉強会を開催しています。 <u>第9期の方向性</u>
④在宅医療・介護連携支援
平成30年4月、東名古屋医師会に委託して、在宅医療・介護連携支援センター（やまびこ長久手）を設置、運営しています。「医療と介護の橋渡し役」として、主に医療・介護の専門職や地域包括支援センター職員からの医療的相談窓口の役割を担うとともに医療・介護の専門職間の連携支援を行っています。 <u>第9期の方向性</u>

▼愛・ながくて夢ネットのイメージ



基本目標4 住み慣れた場所で安心して暮らすことができるまちをめざします

1 住みやすい環境整備

高齢者がそれまでに培った地域のつながりを絶やすことなく自立した生活を送り、住み慣れた自宅で安心して暮らすための支援に努めます。

▼主な取組と第9期の方向性

①高齢者住宅改修事業
高齢者が安心して生活できるように、手すりの取り付けや段差解消など、住宅の改修工事を行った際に、費用の一部を補助します。
第9期の方向性
現在の利用状況を踏まえたうえで事業の内容を検証するとともに、あり方を検討していきます。
②高齢者外出促進事業
高齢者の外出を促すことを目的に、交通系ICカードのチャージ券を年に1回発行しています。さらに、高齢者の交通手段の確保のために、運転免許証の自主返納者に交通系ICカードのチャージ券またはNーバス回数券を交付します。
第9期の方向性
交通系ICカードのチャージ券の配布による高齢者の外出促進効果を検証するとともに、必要に応じて今後の事業のあり方を検討していきます。

2 安心、安全の確保

近年の地震、台風、集中豪雨などの災害による被害の状況や、感染症の流行を踏まえ、介護保険サービス等を継続するうえでの備えが重要となります。特に、高齢者は身体的な制約や認知機能の低下によって避難や適切な判断が困難な場合があります。さらに、介護保険サービス等を利用している高齢者においては、感染症への罹患やサービスが利用できない状態が続くことによって重度化が危惧されるとともに、介護者の負担も大きくなるため、介護サービス提供事業所や地域住民、家族等との連携のもと災害・感染症対策を推進します。

加えて、高齢者は身体機能や認知機能の低下によって、事故や犯罪に巻き込まれるリスクが高くなります。高齢者が安全で安心な生活を送るための防犯対策についても推進し、高齢者の保護と社会全体の安全を守ります。

▼主な取組と第9期の方向性

<p>①避難行動要支援者支援事業（みまもり台帳）</p> <p>災害時に自力での避難が困難な方や支援を必要とする方の情報を「みまもり台帳」として取りまとめ、災害時に情報が活用される体制づくりを行っています。「みまもり台帳」は災害時の安否確認及び避難支援や平常時に行う見守り、声掛け、相談、その他円滑な安否確認及び避難支援の体制づくりに関わる取組において活用し、要支援者が安心して暮らせる環境をつくります。</p> <p><u>第9期の方向性</u></p>
<p>②福祉避難所の整備</p> <p>要支援者のうち、一般の避難所での生活が困難であり、特別な配慮が必要な方及び介助する家族を対象に福祉避難所で受け入れを行います。本市では福祉の家が福祉避難所として整備されています。</p> <p><u>第9期の方向性</u></p>
<p>③木造住宅耐震シェルター整備費補助制度</p> <p>地震発生時における木造住宅の倒壊等から、生命を守るため、旧耐震基準木造住宅に耐震シェルターの整備を行う方に対して、費用の一部を助成します。</p> <p><u>第9期の方向性</u></p>
<p>④家具転倒防止事業</p> <p>地震時におけるタンスや書棚などの転倒による被害を防止するため、家具転倒防止器具の取り付けを行います。</p> <p><u>第9期の方向性</u></p>
<p>⑤自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助事業</p> <p>自転車事故による死者の割合が高い65歳以上の高齢者が、自転車運転中の転倒や交通事故の衝撃から頭部を保護する自転車乗車用ヘルメットを購入する場合に、費用の一部を助成します。</p> <p><u>第9期の方向性</u></p>
<p>⑥特殊詐欺対策電話機等購入費補助事業</p> <p>多発している高齢者を対象とした特殊詐欺被害を未然に防止するため、特殊詐欺対策電話機等を購入する際に、その費用の一部を助成します。</p> <p><u>第9期の方向性</u></p>
<p>⑦長久手市地域見守り安心ほっとライン</p> <p>市民の孤立死を防ぐ目的で、新聞販売店や郵便局等の事業者や近隣住民が地域で異変を見つけた場合に情報提供してもらうための専門ダイヤル（24時間対応）を設置し、事業者と協定を締結しています。</p> <p><u>第9期の方向性</u></p>

⑧緊急通報システム事業

利用者が体調不良等の緊急時に、緊急通報装置のボタンを押す、あるいは見守りセンサーによって通報センターにつながり、必要に応じて救急車の手配等を行います。

第9期の方向性

⑨高齢者配食サービス事業

栄養管理または安否確認が必要な疾患があり、身体的な理由により日々の買い物や調理等が困難な方を対象に、昼食または夕食を宅配します。

第9期の方向性

3 認知症施策の推進

厚生労働省は、令和元（2019）年6月に「認知症施策推進大綱」を公表しました。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することを基本的な考え方としています。

また、独居高齢者や認知症高齢者がさらに増えることが想定される中、高齢者が安心して生活できるよう、人権の尊重や財産等の権利、虐待防止などの権利擁護に対する積極的な支援を、尾張東部権利擁護支援センターを中心とする関係機関と協働で進めるとともに、制度の普及、啓発に努めます。

さらに、令和5（2023）年には、認知症になっても個性と能力を十分に発揮し、支え合いながら共生する活力ある社会の実現に向けて、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、下記の7つ基本理念に基づいて推進することが示されました。

▼「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の基本理念

- ①全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ②国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加のあり方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

本市においても、認知症高齢者とその家族への支援に向けた取組を進めるとともに、これから国が策定する「認知症施策推進基本計画」の内容を踏まえ、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条第1項の規定に基づく市町村認知症施策推進計画を本計画の中に位置付けることを見据えて施策を展開します。

▼主な取組と第9期の方向性

<p>①認知症地域支援推進員の充実</p> <p>認知症をもつ人や家族が暮らしやすい地域をつくるため、認知症の理解を普及・促進するための取り組みや相談体制の充実等を推進します。平成28（2016）年11月から開始し、認知症地域支援推進員を配置しています。</p> <p><u>第9期の方向性</u></p>
<p>②認知症に関する正しい知識の普及</p> <p>「認知症リーフレット入門編 認知症123」「認知症ケアパス」「認知症をすごろくで学ぼう 認知症456（すごろく）」「認知症123 資源編」を利用し、認知症を発症したときから、進行状況にあわせて、どのような医療・介護サービスを受ければよいかなどの情報を提供しています。</p> <p><u>第9期の方向性</u></p>
<p>③本人発信支援の充実</p> <p>認知症の本人から発信する機会をつくとともに、認知症の人の意見を把握し、施策の企画・立案、評価へ本人視点が反映されるよう、認知症の人同士が語り合う「本人ミーティング」の実施を検討しています。</p> <p><u>第9期の方向性</u></p>
<p>④認知症サポーターの養成</p> <p>認知症になっても希望を持って過ごせる社会をめざすため、継続して認知症サポーター養成講座を開き、認知症サポーターを養成します。また、認知症サポーターが地域の見守り支援の担い手として活躍できるよう、認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターをつなげる仕組みである「チームオレンジ」の取組を進めます。</p> <p><u>第9期の方向性</u></p>
<p>⑤認知症カフェ（オレンジクータカフェ）の開催</p> <p>物忘れや認知症の心配ある方が「忘れること」を気にすることなく、お茶を飲みながら気軽に話せる場を設けています。</p> <p><u>第9期の方向性</u></p>
<p>⑥認知症初期集中支援チームの充実</p> <p>認知症が疑われる人や認知症をもつ人、またはその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、地域において自立した生活が送れるよう必要な医療・介護サービスへつなげます。</p> <p><u>第9期の方向性</u></p>

<p>⑦若年性認知症の人に対する支援の充実</p> <p>若年性認知症の人が、発症初期の段階から、適切な支援を受けられるよう、若年性認知症支援に関する周知啓発を行っています。また、社会参加を支援するために、関係機関等と連携を強化し、障害福祉サービスの就労系サービスの利用を促進するとともに、地域活動等に参加しやすい環境整備に努めています。</p> <p><u>第9期の方向性</u></p>
<p>⑧認知症家族交流会「あかつきの会」の開催</p> <p>認知症の方を介護している家族同士で集まり、介護の悩みを話したり、情報交換を行う場を設けており、問題や不安を抱え込まずに話せる場所、息抜きできる場所を目指しています。</p> <p><u>第9期の方向性</u></p>
<p>⑨行方不明高齢者保護ネットワーク事業</p> <p>行方不明高齢者保護ネットワークによる協力者との連携により、行方不明高齢者を迅速かつ安全に保護します。</p> <p><u>第9期の方向性</u></p>
<p>⑩認知症高齢者等個人賠償責任保険事業</p> <p>認知症の症状のある人が、日常生活における偶発的な事故で法律上の損害賠償責任を負った場合に備え、市が契約者となり個人賠償責任保険に加入する事業です。</p> <p><u>第9期の方向性</u></p>
<p>⑪認知症高齢者等家族支援事業</p> <p>不意の外出により高齢者等が行方不明になった際、早期に発見するための専用端末機を貸し出し、高齢者等の位置を検索します。</p> <p><u>第9期の方向性</u></p>
<p>⑫成年後見制度の利用促進</p> <p>認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度の利用を促します。</p> <p><u>第9期の方向性</u></p>
<p>⑬日常生活自立支援事業</p> <p>日常生活に不安を抱えていて、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の出し入れ・書類の管理などをするのに不安のある方を対象に、福祉サービス利用の支援や日常的な金銭出し入れ、書類の管理などを行います。</p> <p><u>第9期の方向性</u></p>
<p>⑭「認知症にやさしいお店」の推進</p> <p>認知症になっても、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるように、認知症のことを正しく理解し、身近な問題として考えられる店舗等を「認知症にやさしいお店」として登録しています。また、登録には、認知症サポーター養成講座を受講後、修了者（店舗等）には「認知症にやさしいお店」認証ステッカーを交付しています。令和5年7月現在、21店舗が登録されています。</p> <p><u>第9期の方向性</u></p>

4 在宅介護を支える仕組みの充実

本市においては、いつまでも在宅で生活をしたいというニーズが高くなっています。できる限り、住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを受けつつ、安心して自分らしい生活を実現するために、個々のニーズに合わせた包括的な支援に努めます。

▼主な取組と第9期の方向性

①紙おむつ助成事業
要介護3～5の方を対象に、紙おむつ、尿とりパット、おしり拭き用ウエットティッシュ等の清拭剤、使い捨て手袋の購入を助成します。 <u>第9期の方向性</u>
②訪問理美容サービス事業
自力で理美容院に行くことができない方を対象に、在宅理美容サービス費用を助成します。 <u>第9期の方向性</u>
③寝具・洗濯乾燥事業
自力で寝具の衛生管理ができない方の自宅を訪問し、布団や毛布の洗濯乾燥を行います。 <u>第9期の方向性</u>

5 介護を担う人材の確保・育成と介護現場における生産性の向上

介護の現場を担う人材の不足は、多くのサービス提供事業者が抱える重大な問題であり、その解決については、関係機関の連携のもと社会全体で考えていかなければなりません。厚生労働省の推計によれば、団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年には32万人、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年には69万人の介護人材の不足が生じると予測しています。本市においても、高齢者が増加し、現役世代人口が減少していく中で、令和42（2060）年までの中長期的な介護ニーズを見込んだ人的基盤の確保が必要となります。

そこで、福祉・介護人材の確保・定着を、地域全体の課題と捉え、事業者をはじめとするすべての市民と行政の協働による取組を進め、高齢者や外国人等の幅広い層の雇用や資格取得に向けた学習環境の整備を図るとともに、限られた人材で介護サービスの質を確保するために、ICTの活用も含めた介護現場の生産性の向上に向けた支援に努めます。

▼主な取組と第9期の方向性

①介護・福祉の仕事の魅力のPR
広報紙や市ホームページをはじめ、市の関わるイベントなどさまざまな機会を活用して、福祉・介護の仕事の魅力の小・中・高校生などの若者にも通じるようなPRを行うなど、多くの市民に知ってもらうことで、福祉・介護に携わる人材の増加を図っています。 第9期の方向性
②事業者との連携強化
市内のサービス提供事業者との連携を強化し、本市における介護サービスの質の維持向上を図るため、情報共有を行うとともに、サービス提供事業者と意見交換をしながら、研修・勉強会の開催など人材の確保の視点で取組を検討しています。 第9期の方向性
③研修等の充実
介護福祉士やホームヘルパー等の資格を有しながら、子育て等のために離職した人が、知識と技術を再確認するための実技研修を実施するとともに、介護以外の分野を離職し、再就職するために、介護の仕事の魅力と実際の現場を知るための職場体験を実施します。また、介護の基本的な知識と技術を身につけ、介護の仕事に就労するための介護職員初任者研修を開催し、介護職に興味のある人の資格取得を支援します。さらに、介護職員初任者研修又は実務者研修を修了した後に、新たに市内介護事業所等へ6か月以上勤務した人を対象に、当該研修費について補助金を支給し、介護事業所への就業を促進します。 第9期の方向性

6 サービスの質の向上と介護給付適正化の推進

介護保険制度を持続可能なものとし、質の高いサービスを利用者に提供するため、サービスの向上を図る取組や、介護給付の適正化に向けた取組を実施します。

▼主な取組と第9期の方向性

①事業所の指導・監督
地域密着型サービス事業所や居宅介護支援事業所の指導監督事務において、広域的な連携事業により近隣自治体と共同で実施し、効率的な指導監督体制の確立を図り、事業者に対する適正な指導監督を行います。 <u>第9期の方向性</u>
②介護相談員の派遣
介護サービス事業所等に出向いて利用者の疑問や不安を聞き取り、介護サービスを提供する事業者との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上を図ります。 <u>第9期の方向性</u>
③要介護認定等の適正化
適切かつ公平な要介護認定に資するよう、新規申請及び変更申請については、原則、市職員が認定調査を行います。また、更新申請も含め、全ての調査について、本市において点検を行います。 <u>第9期の方向性</u>
④ケアプラン点検
居宅介護支援事業所等にケアプランの提出を求め、保険者である市と介護支援専門員等がともにケアプランを確認することで、介護支援専門員自らの気づきを促し、介護サービスの要となる介護支援専門員等を支援します。 住宅改修の申請全件について、理由書、図面、写真等から改修の必要性及び妥当性を十分に確認し、工事内容に疑義のあるもの、また改修金額が高額の場合について、事業者への確認及び訪問調査を実施します。 福祉用具購入については、直近の認定調査内容で身体状況や介護状況を確認します。購入の内容に疑義のある場合には、追加資料の提出や聞き取りを行います。 <u>第9期の方向性</u>
⑤縦覧点検
国保連から提供される帳票のうち、疑義があり確認が必要なすべての案件について、事業所への聞き取り等の調査を行います。 <u>第9期の方向性</u>
⑥医療情報との突合
国保連から提供される医療情報突合リストのうち、すべての突合区分について、疑義のあるものを介護事業所または医療機関への聞き取り等の調査を行います。 <u>第9期の方向性</u>